

羅天清研究会
クオインタム22健康クラブ 会則

第1条(名称)

本会はクオインタム22健康クラブと称する。

第2条(目的)

本クラブは、クオインタム22と羅天清の2つのエネルギーによって、氣と経絡の流れを良くし人間が本来もっている能力(回復力・免疫力)を高め、会員の美容と健康の維持・増進を図ることを目的とする。

第3条(会員)

1. 本クラブの会員は、本クラブの目的に賛同し、所定の会費を納入した個人・団体とする。
2. 会員となるには、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し事務局に提出する。

第4条(月会費)

1. 月会費は1,000円とする。別途口座自動引落依頼書提出する。
2. 会費は月払いまたは年払いで納めるものとする。

第5条(会費の払い戻し)

会員が納入した月会費については、その事由の如何を問わず払い戻しを行わないものとする。

第6条(会員特典)

会員は、下記の特典が受けられるものとする。ただしクラブの運営上不都合が生じた場合は、予告なく変更される場合がある。

1. 量子サーバーからのクオインタム22(TMQ22)エネルギーの受信およびWEBサイトの会員専用ページにID・パスワードによってログインすることにより羅天清のエネルギーの受信などのサービスを受けることできる。
2. 本クラブおよび羅天清研究会が実施する健康セミナー・講習会を優先的に参加することができる。
3. 各種セミナーおよびイベントの料金が割引になる。(一部割引対象外のセミナー・イベントもあります)

第7条(運営)

本クラブの運営は、原則羅天清研究会事務局が主となり運営していくこととする。

第8条(会員の資格失効)

会員が次に該当する場合には、その資格を失効する。

1. 本会を退会されたとき
2. 死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
3. 会費を滞納したとき
4. 除名されたとき

第9条(退会)

会員が退会するときには、退会届を事務局に提出しなければならない。

第10条(除名)

会員が次に該当する場合には除名することができる。

1. 本会の定款および会則に反したとき
2. 本会の名誉を傷つける行為・目的に反する行為をしたとき

第11条(会則の変更)

本会則に定めるもののほか、本クラブ運営に必要な事項は事務局の承諾を得て定めるものとする。

第12条(事務局)

本会の事務局を、富山県富山市桜町 1-3-9 におく。

付 則

この会則は、平成30年2月1日から施行する